

届出・税金



戸籍・住民登録に関する主な届出

- 問** 市役所市民課 ☎23-5334 (市民サービス担当) ☎71-6353 (戸籍係) ◆各地域自治センター
問 豊殿地域自治センター ☎35-2939 ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1052
問 塩田地域自治センター ☎38-3000 ☎真田 市民サービス課 ☎72-0154
問 川西地域自治センター ☎75-5840 ☎武石 市民サービス課 ☎85-2827

項目	届出期間等	持参いただくもの	備考
出生届	生まれた日を含めて14日以内	<input type="checkbox"/> 出生証明書 (医師か助産師が記入したもの) <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 両親のマイナンバーがわかる書類 ※児童手当、福祉医療 (乳幼児医療)、国民健康保険 (該当者のみ) の手続も必要です。	子の名に使用できる文字 ・常用漢字 ・人名用漢字 ・平仮名 ・片仮名
婚姻届	届出により法律上の効力発生	<input type="checkbox"/> 本籍が上田市にない方は戸籍謄本 (本籍が上田市の場合は不要) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認のできる書類※ <input type="checkbox"/> 氏名変更を伴う場合は、マイナンバーカード (お持ちの方のみ)	成年の証人2人の署名が必要です。住所が変更になる方は住所異動の届出も必要です。
離婚届 (協議離婚)	届出により法律上の効力発生	<input type="checkbox"/> 夫婦の戸籍謄本 (本籍が上田市の場合は不要) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認のできる書類※ <input type="checkbox"/> 氏名変更を伴う場合は、マイナンバーカード (お持ちの方のみ)	成年の証人2人の署名が必要です。裁判離婚の場合はお問い合わせください。住所が変更になる方は住所異動の届出も必要です。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<input type="checkbox"/> 死亡診断書 (医師の記入したもの) <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (火葬許可申請用、朱肉を使用する印鑑)	火葬までの手続はお問い合わせください。
転入届	市外から転入した日から14日以内	<input type="checkbox"/> 転出証明書 (前住所の市区町村発行) <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (朱肉を使用する印鑑) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認のできる書類※ <input type="checkbox"/> 外国人住民の方は在留カード (特別永住者の方は特別永住者証明書) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (お持ちの方のみ)	海外からの転入の場合はお問い合わせください。
転出届	転出予定日の前後14日以内	<input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (朱肉を使用する印鑑) <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認のできる書類※ <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (お持ちの方のみ)	・交付された転出証明書を持って転出先の市区町村へ届け出てください。 ・郵送での手続はお問い合わせください。
転居届	市内で転居した日から14日以内	<input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 (朱肉を使用する印鑑) <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認のできる書類※ <input type="checkbox"/> 外国人住民の方は在留カード (特別永住者の方は特別永住者証明書) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード (お持ちの方のみ)	
印鑑登録	必要な時	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、運転免許証等官公署発行の顔写真付証明書 <input type="checkbox"/> 登録する印鑑 (朱肉を使用する印鑑) <input type="checkbox"/> 手数料300円 (マイナンバーカードをお持ちの方は無料)	・原則として、登録する本人が窓口で手続ください。 ・詳細についてはお問い合わせください。

※届出人の本人確認のできる書類 = マイナンバーカード・運転免許証等、官公署発行の顔写真付証明書1点または健康保険証・年金手帳等2点

※マイナンバー (個人番号) カードとは、個人の申請により交付される顔写真付のプラスチック製のカードのことです。

※その他、手続きがある場合には各課へ案内することがあります。

広告

司法書士事務所 P56 A-5
 街の身近な法律相談所 (ニトリ様駐車場奥西隣)
松澤一志司法書士事務所
 ◆相続・遺言等の相談及び登記 ◆不動産・会社に関する相談及び登記
 ◆成年後見の相談及び申立書作成 ◆裁判所へ提出する書類の作成
 ◆簡易裁判所における140万円を超えない請求についての相談・和解・訴訟等の代理
 ■上田市踏入2-18-14
 TEL:0268-27-9276 FAX:0268-27-9260
 ■営業時間/8:30~18:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日 (但しご相談下さい。)
 ■長野県司法書士会所属 **P** あり

司法書士 P39 C-2
司法書士北澤事務所
 土地・建物の登記、相続に関するご相談、会社の登記など。
 お気軽にお問い合わせください。
 ■上田市中央5-4-20
 ■TEL:0268-27-7766
 ■FAX:0268-26-9633
 ■長野県司法書士会所属/司法書士 北澤 真一 **P** あり

マイナンバー（個人番号）カードの交付申請

市民課、丸子・真田・武石地域自治センター市民サービス課及び豊殿・塩田・川西地域自治センター窓口で申請を受付ています。申請用の顔写真は、窓口で無料の写真撮影を行います。申請時に本人確認や暗証番号の設定等を済ませることでマイナンバーカードをご自宅に郵送することができるようになり、受取りのために窓口に来る必要がなくなります。

■15歳以上の方

- ①通知カードまたは個人番号通知書（お持ちの方のみ）
- ②住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ③本人確認書類

- ア) 通知カードまたは個人番号通知書がある場合…下記④から1点、または下記⑥から2点
- イ) 通知カード及び個人番号通知書がない場合…下記④から2点、または下記④から1点と⑥から1点
- ウ) 通知カード及び個人番号通知書がなく、④の書類もない場合…下記⑥から2点と照会回答書

※照会回答書は事前にご自宅へ郵送しますので、申請予定日の1週間前までに電話でお問い合わせください。

●本人確認書類

④	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ※顔写真付きのものに限る。
⑥	健康保険証、年金手帳、介護保険証、医療費受給者証、社員証、学生証、生活保護受給者証等

※有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。
 ※各書類に関しては「氏名+生年月日」または、「氏名+住所」が記載されている必要があります。
 ※本人確認書類の氏名、住所に変更がある場合は、最新の情報に書き換えを行ってください。書き換えがされていないものは、本人確認書類として使用できません。

■15歳未満の方・成年被後見人

上記の①～③に加え、以下の書類が必要です。

- ④法定代理人の本人確認書類
 - ア) 申請者の③本人確認書類がアまたはウの場合…④1点または⑥2点
 - イ) 申請者の③本人確認書類がイの場合…④2点または⑥1点と⑥1点
 - ⑤法定代理人であることがわかる書類（戸籍謄本・登記事項証明書等）
- ※申請者が15歳未満の方で、法定代理人（親権者等）が同一世帯または申請者の本籍が上田市の場合は、⑤は不要です。

■注意事項

- 通知カード及び住民基本台帳カードは、申請時に窓口で返納していただきます。紛失等の場合は紛失届の提出が必要になります。
- 申請から概ね1か月半後に本人限定受取郵便で住所地にカードを郵送します。受取時に本人確認書類の提示が必要です。
- カードを受け取ることができず、郵便局での保管期間経過のため市役所に返戻された場合は、ご本人に来庁していただき、本人確認のうえ、交付します。郵便物の再送はしません。
- 持ち物に不足があるときは、交付時に再度来庁していただく場合があります。

■出張申請受付

窓口での申請受付のほか、お住まいの地域や会社へ職員が出向き、申請をお手伝いする「出張申請受付」を実施しています。

- 対象：希望者が概ね10名以上いる市内の企業・グループ・施設等
- 実施期間：5月中旬から3月初旬（年末年始を除く）
- 申し込み：市民課 ☎21-0210



広告

会計、税務

P48 A-3

暮らしに役立つ税情報

宮澤 広 税理士事務所

事業承継、生前贈与、相続、信託、譲渡などの税務相談
 記帳・会計・決算・税務申告

■上田市常磐城5-3-15
 ■TEL:0268-22-3100 ■FAX:0268-22-3106
 ■営業時間/9:00~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日
 ■URL:http://tokiwagi5315tax.com/ ■E-mail:tokimiyahiro5315@tkcnf.or.jp
 ■関東信越税理士会上田支部

P あり

司法書士事務所

P43 E-2

司法書士清水敏彦事務所

不動産の売買、金銭の貸し借り、会社設立、相続や遺産の問題など、皆様が安心して手続きを行えるよう、専門知識と豊かな経験をもってサポートいたします。

■上田市中心2-7-23

TEL:0268-28-0777
 FAX:0268-28-0111

■長野県司法書士会所属
 ※法的な手続きに関することでしたら、どのようなことでもお気軽にご相談ください。

P あり

各種証明の交付

- 問 市役所市民課 ☎23-5334 (市民サービス担当) ☎71-6353 (戸籍係) ◆各地域自治センター
- 問 豊殿地域自治センター ☎35-2939 丸子 市民サービス課 ☎42-1052
- 問 塩田地域自治センター ☎38-3000 真田 市民サービス課 ☎72-0154
- 問 川西地域自治センター ☎75-5840 武石 市民サービス課 ☎85-2827

■戸籍・住民票の写し等は

証明の種類	手数料	持参いただくもの	備考
戸籍謄抄本	謄抄本とも 1通450円	<input type="checkbox"/> 窓口に來られた方の本人確認のできる書類※ <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	原則として、直系でない親族（兄弟姉妹等）や他人の戸籍謄抄本・除籍謄抄本は請求することができません。
除籍謄抄本 改製原戸籍謄抄本	謄抄本とも 1通750円		
住民票の写し	1通300円		原則として別世帯の方の住民票は請求することができません。
印鑑登録証明書	1通300円	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（マイナンバーカード、上田市民カードまたは手帳）	申請書に印鑑登録者の住所・氏名・生年月日の記入が必要です。

※請求者の本人確認のできる書類＝マイナンバーカード・運転免許証等、官公署発行の顔写真付証明書1点または健康保険証・年金手帳等2点

●コンビニ交付

マイナンバーカードを使って証明書の交付をコンビニエンスストア等で受けることができます（マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の搭載及び暗証番号の入力が必要です）。

証明の種類	利用可能なコンビニエンスストア等	利用時間帯	利用できない日
住民票の写し 印鑑登録証明書	マルチコピー機が設置されている下記の店舗 ●イオン ●セブン-イレブン ●ファミリーマート ●ローソン	午前6時30分～午後11時 ※各店舗の営業時間内に限ります。	12月29日～1月3日 保守点検時（不定期）

●上田情報ライブラリー（駅前ビル「パレオ」4階）

証明の種類	利用時間帯	休館日
住民票の写し 印鑑登録証明書 納税証明書 所得・課税・控除証明書	平日 午前10時～午後7時 土曜・日曜・祝日 午前10時～午後6時	火曜日 祝日の翌日 12月28日～1月4日 3月31日～4月1日 館内整理日（不定期）

●ひとまちげんき・健康プラザうえだ

証明の種類	利用時間帯	利用できない日
住民票の写し 印鑑登録証明書 納税証明書 所得・課税・控除証明書	午前8時30分～午後5時15分	土曜・日曜・祝日 12月29日～1月3日

●塩川、西内、菅平郵便局（本人申請のみ）


証明の種類	利用時間帯	利用できない日
住民票の写し 印鑑登録証明書 戸籍謄本 戸籍抄本 納税証明書 所得・課税・控除証明書	午前9時～午後5時	土曜・日曜・祝日 12月29日～1月3日

広告

司法書士 P53 D-4

倉沢司法書士事務所

相続、贈与、売買等の不動産登記、役員変更等の商業登記、簡易裁判所の代理業務（訴訟額が1件あたり140万円以内に限り）、裁判所提出書類の作成業務を扱っています。お気軽にご相談ください。

■上田市上田原805
TEL:0268-27-5009 FAX:0268-27-5200
■営業時間 / 8:30～18:00 ■定休日 / 土曜、日曜、祝日
■長野県司法書士会所属 

税金・経営相談 P39 C-5

税のご相談はお気軽に！

岡純也税理士事務所

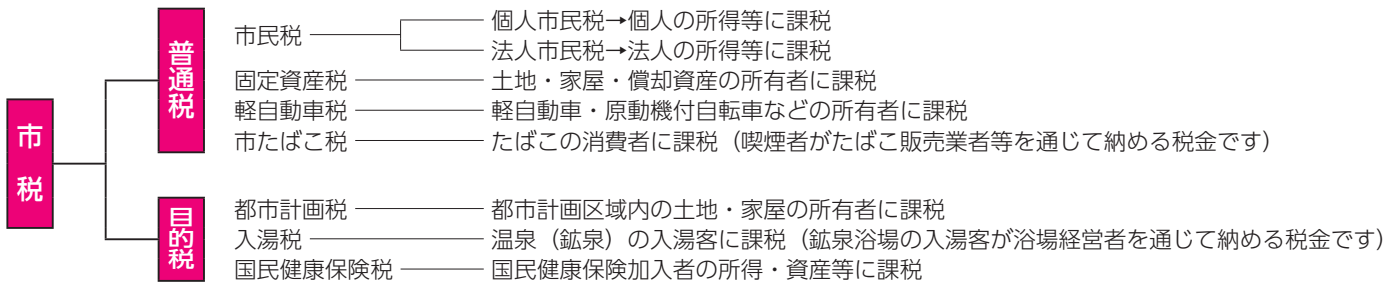
税務・会計業務・経営相談・相続対策など、ご相談を承ります。

■上田市中央3-4-11
TEL:0268-22-1677 FAX:0268-22-1632
■営業時間 / 8:30～17:30
■関東信越税理士会上田支部所属：登録番号第140087号

税金

市税の種類

市税は、次の8種類があります。



個人市県民税

問 市役所税務課 ☎23-5115

納税義務者…1月1日現在、上田市に住所があり、前年中に所得のあった方

市内に住所がない方で、事務所、事業所、家屋敷を上田市内に有する方（均等割を負担していただきます）

市県民税の申告

税額は、前年分の所得及び所得控除等をもとに算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、勤務先で年末調整をし給与支払報告書が提出された方で、前年中に他に所得のない方及び所得税の確定申告をする方は申告の必要はありません。

税の申告と納税をお忘れなく

申告もれや税の滞納があると、税に関する証明が受けられなかったり、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。また、申告がない（未申告）場合、国民健康保険税等の課税計算が正しく行われず、軽減制度の適用や給付等にかかる適正なサービスが受けられないことがあります。

所得税の確定申告は	①所得税を納める必要のある方 ②所得税の還付を受けたい方 いずれも申告先は税務署です。	上田税務署 ☎22-1234
-----------	---	-------------------

法人市民税

問 市役所税務課 ☎23-5169

納税義務者…市内に事務所、事業所を有する法人など

申告と納付

法人市民税は、納税義務者である法人が自ら税額を算出し、その内容を申告するとともに、その税額を納付する「申告納付」の制度がとられています。

電子申告サービス

申告は、電子申告サービス「eLTAX（エルタックス）」でも受付けています。

※詳しくはP94をご覧ください。

法人市民税の減免について

●減免対象法人

次の法人は、申請することにより、法人市民税の均等割の減免を受けられます。

ただし、収益事業を行う法人は対象になりません。

- 公益社団法人、公益財団法人
- 認可地縁団体
- 社会事業または公益事業を行う法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるもの
- 特定非営利活動法人（NPO法人）

収益事業を行うNPO法人の減免

収益事業を行うNPO法人であっても、減免が受けられる場合があります。

※詳しくは税務課までお問い合わせください。

広告

税理士事務所 P47 E-2

関与先企業の繁栄は私たちの喜びです！

税理士法人
長野合同経理センター

経営・税金・コンサルティング・相続税相談等、お悩みごとがございましたらお気軽に当事務所までご相談下さい。満足していただけるよう努力させていただきます。

■上田市秋和295-1
TEL:0268-22-6101 FAX:0268-24-7610
■URL:http://k-center.tknf.com/ ■E-mail:k-center@themis.ocn.ne.jp
■税理士 長井 哲朗 長谷川 修 大澤 比出樹 ■関東信越税理士会所属



P あり

司法書士事務所 P49 D-2

司法書士 高野智宏事務所

相続、売買、贈与など不動産登記、会社、法人の登記のお手続きなどご相談を承ります。どうぞお問い合わせ下さい。

住所: 上田市中央北3-2-7 TEL:0268-22-7444
■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■長野県司法書士会所属

P あり

固定資産税・都市計画税

問 市役所税務課 ☎23-8240 / ☎23-8245

問 市役所収納管理課 ☎23-5117
(固定資産評価審査の申出)

項目	内容
税金を納める方	<ul style="list-style-type: none"> ●固定資産税：1月1日現在、上田市に土地・家屋・償却資産を所有している方 ●都市計画税：1月1日現在、上田地域・丸子地域の都市計画区域内に土地・家屋を所有している方
償却資産の申告	事業用の機械、器具、備品及び構築物等の償却資産を所有している個人・法人の方 ●申告：毎年1月31日まで
審査の申出	固定資産課税台帳の価格に不服のある方は、納税通知を受け取った日の翌日から3月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。 ●収納管理課 ☎23-5117 (直通)
こんなときは必ず届出を	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋を取壊したとき ●土地の利用状況を変えたとき ●災害にあったとき ●所有者が死亡し、年内に相続登記が済まないとき ●納税管理人を定めたいときまたは変更したいとき

■ 閲覧

内容	持参いただくもの	手数料
地籍図(写し)	/	1枚300円
土地台帳		1冊300円
土地・家屋の名寄帳	<input type="checkbox"/> 窓口に來られた方の本人確認のできる書類(例えば、マイナンバーカード、運転免許証など公的機関が発行した写真付きのものは1点、その他保険証や年金手帳などは2点が必要になります) <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	1件300円

軽自動車税 (種別割)

問 市役所税務課 ☎23-5169

■ 軽自動車税 (種別割) を納める方

4月1日現在、軽自動車等を所有または使用している方です。

■ 廃車または譲渡した場合

廃車や譲渡の届出をしてください。届出をされないと、登録名義人になつても軽自動車税(種別割)が課税されることがあります。

■ 軽自動車税 (種別割) の減免

身体障害者手帳等をお持ちで、軽自動車を所有(使用)されている方は、軽自動車税(種別割)が減免される場合がありますので、税務課までお問い合わせください。

※自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)については、東信県税事務所上田事務所へお問い合わせください。

■ 登録、廃車等の届出

	車種	届出先	手続きに必要なもの
①	<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車(125cc以下) ●上田市ナンバーの小型特殊自動車※ ※丸子、真田、武石ナンバーも含まれます。 	上田市役所税務課 ☎23-5169 または 各地域自治センター	<ul style="list-style-type: none"> ●登録の場合 <input type="checkbox"/>販売証明書または譲渡証明書など ●廃車の場合 <input type="checkbox"/>標識 <input type="checkbox"/>標識交付証明書
②	<ul style="list-style-type: none"> ●250ccを超える二輪車 ●長野ナンバーの小型特殊自動車 	長野運輸支局 ☎050-5540-2042	左記まで直接お問い合わせください。
③	●軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1854	

※②・③は、長野県自家用自動車協会上小支部(☎22-0595)、依田窪支部(☎42-2758)でも手続きができます。

■ 年度の途中で登録・廃車の届出をしたとき

軽自動車税(種別割)には月割課税制度がありません。年度の途中で廃車の届出をされても月割の還付はなく、その年度の軽自動車税(種別割)は全額納めていただくこととなります。

4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度の軽自動車税(種別割)は課税されません。

広告

行政書士 P53 D-1

倉澤正勝 行政書士事務所

住 所:上田市中之条859-32
T E L:0268-23-1500 F A X:0268-23-7450

■主な取扱業務
 ①農地転用・開発行為許可申請 ②相続手続・遺言書作成
 ③建設業許可申請(分析・経審・入札) ④その他(官庁への書類作成他)

税理士事務所 P63 C-1

あなたとともに明日の笑顔を考えます

清水会計事務所

税金や経営、相続の問題をサポートいたします。
お気軽にご相談ください。

■上田市御嶽堂463-6
TEL:0268-43-4880 FAX:0268-43-4881
■営業時間/8:30~17:00 ■休日/土曜、日曜、祝日
■関東信越税理士会所属



P あり

国民健康保険税

問 市役所国保年金課 ☎75-7121

◆各地域自治センター

- ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1053
- ☎真田 市民サービス課 ☎72-0154
- ☎武石 市民サービス課 ☎85-2827

■国民健康保険税を納める方

世帯主です。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に国保加入者がいる世帯主は納税義務者となります（この方を、擬制世帯主といいます）。

■税額の算出方法

医療保険分、後期支援金分、介護分（加入者のうち40歳以上65歳未満の方が負担）の合計額となります。申告がない（未申告）場合、税額計算が正しく行われず、軽減制度の適用や給付等にかかる適正なサービスが受けられないことがあります。詳しくは、国保年金課までお問い合わせください。

■納期

7月（1期）から翌年の3月（9期）までの各月9回です。ただし、7月以降年度の途中で加入された方は、届出のあった月の翌月からとなります。

特別徴収の方は偶数月に年金からの天引きとなります。

市税等の納付

問 市役所収納管理課 ☎71-8053 / ☎71-8055

◆各地域自治センター

- ☎丸子 市民サービス課 ☎42-1030
- ☎真田 市民サービス課 ☎72-0154
- ☎武石 市民サービス課 ☎85-2827
- ☎豊殿地域自治センター ☎35-2939
- ☎塩田地域自治センター ☎38-3000
- ☎川西地域自治センター ☎75-5840

◆保育料について

- ☎保育課 ☎23-5132

■対象税目

●税金

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

●料金

後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、厚生住宅使用料、特定目的住宅使用料、保育料（公立・私立・私的契約児・幼稚園）、保育料給食費（公立）、延長保育料（保育園・幼稚園）

■口座振替による納付

市税等の納付は便利・安全・確実な口座振替をお勧めします。口座振替の手続きは、通帳（口座番号などのわかるもの）と通帳印をお持ちいただき、市内金融機関、郵便局、収納管理課（保育料については保育課）または各地域自治センター窓口でお申し込みください。

■スマートフォンアプリでの納付

PayPay、LINEPay

■クレジットカードでの納付

スマホで右のQRコード®を読み取り、または上田市の納付サイトに接続し、納付してください。



※10,000円毎に110円（税込）の決済手数料がかかります。

※コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、クレジットカードでの納付は、納期限日からの日数、金額、納付書の種類等により納められない場合があります。

※スマートフォンアプリ、クレジットカードでの納付は領収書は発行されません。領収書・納税証明書が必要な場合は、コンビニエンスストア等をご利用ください。

■窓口での納付

各納期限内に納付書をお持ちになり納めてください。

●金融機関

●コンビニエンスストア

納付書に記載のある金融機関・コンビニエンスストア

●上田市役所収納管理課

対象税目の税金と後期高齢者医療保険料、介護保険料

●上田市役所住宅課

市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料

●保育課（健康プラザ内）

保育料

●各地域自治センター

広告

税理士事務所

P44 C-1

お気軽にご相談ください!!

共栄税理士事務所

税務、会計はもちろん他の些細な事でも お悩みごとがございましたらお気軽に当事務所までご相談下さい。プライバシーを守り、一生懸命お客様に満足していただくよう努力させていただきます。

■上田市常田2-29-11

TEL:0268-22-7311 FAX:0268-27-6656

■E-mail:kyouei-ac@tkcnf.or.jp

■関東信越税理士会所属 ■TKC全国会会員

あり



司法書士・行政書士

P71 F-2

別所線・中塩田駅近く（白い屋根が目印）

宮原恵子司法書士・行政書士事務所

相続・遺言・会社設立・成年後見・簡易裁判所手続きなど、まずはご相談下さい。女性ならではのきめ細かい対応で信頼いただいております。

■上田市五加994-1

TEL:0268-38-9272

FAX:0268-38-9273

■営業時間 / 8:30~18:00
■定休日 / 土曜、日曜、祝日
■長野県司法書士会・長野県行政書士会所属

あり(4台)



税に関する証明

問 市役所税務課 ☎23-8240 / ☎23-8245 / ☎23-5115 (土地係/家屋係/市民税係)

問 市役所収納管理課 ☎23-5117

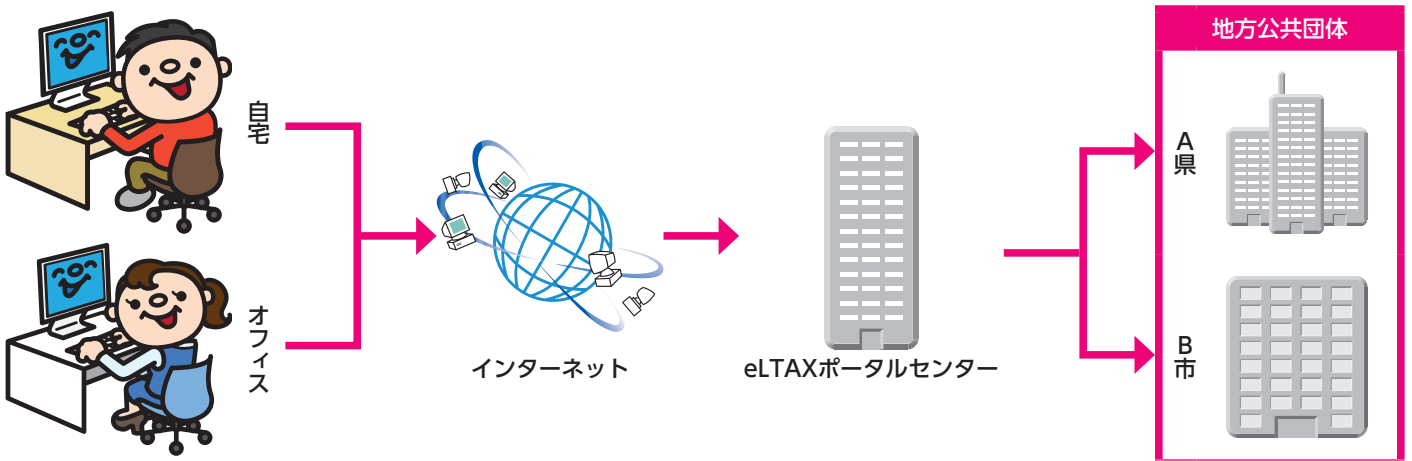
証明の種類	発行窓口	手数料	持参いただくもの
資産証明書 公課証明書 評価証明書	上田市役所税務課 (土地係・家屋係) 各地域自治センター	1枚につき300円	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方の本人確認のできる書類 (例えば、マイナンバーカード、運転免許証などの公的機関が発行した写真付きのものは1点、その他保険証や年金手帳などは2点が必要になります) <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 ※税金の納付の確認には10日ほどかかる場合がありますので、納付して間もない納税証明書・完納証明書申請のときは領収書 (口座振替の場合は記帳した通帳) をご持参ください。 (継続検査用の軽自動車税の納税証明書の場合は委任状は必要ありません)
所得・課税・控除証明書	上田市役所税務課 (市民税係) 各地域自治センター 上田情報ライブラリー ひとまちげんき・健康プラザうえだ 塩川、西内、菅平郵便局		
納税証明書 完納証明書 軽自動車税納税証明書(継続検査用)	上田市役所収納管理課 各地域自治センター 上田情報ライブラリー ひとまちげんき・健康プラザうえだ 塩川、西内、菅平郵便局	納税証明書 1年度につき300円 完納証明書 1枚につき300円 軽自動車税納税証明書 無料	

■市税の電子申告サービス

電子申告サービス「eLTAX (エルタックス)」をご利用ください。上田市では、インターネットによる地方税の電子申告サービス (eLTAX: エルタックス) による申告・届出が、自宅や事務所からインターネットで手続きできます。

●電子申告できる手続き

税目	申告書関係	届出関係
法人市民税	● 中間申告 ● 確定申告 ● 修正申告 など	● 法人の設立及び設置届 ● 法人異動届
個人市県民税	● 給与支払報告書 ● 特別徴収に係る給与所得者異動届 ● 普通徴収から特別徴収への切替申請	● 特別徴収義務者の所在地及び名称変更届
固定資産税 (償却資産)	● 償却資産の申告	



※注意：インターネットを利用して確定申告等の手続きをするe-Tax (イータックス) とは違うシステムです。

広告

税理士 P54 A-5

お客様のビジネスを強力にサポートいたします

水沢健時税理士事務所

長年培ってきた豊富なノウハウをお客様と共有し、経営効率化に貢献いたします。難しい会計・税務の話も、できる限りわかりやすいことばで丁寧に説明を心がけております。

■上田市諏訪形1275-4
 ■TEL:0268-25-0010 ■FAX:0268-25-0016
 ■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日
 ■URL:https://akm18.com/

あり

税理士・管理会計 P40 C-2

誠実対応・弛まぬ研鑽、判断に有益な情報を提供します

小池管理会計税務事務所

税務のみならず法務・労務についても各専門事務所と提携して、ワンストップサービスを提供できるよう目指しています。設備投資計画、部門別責任会計等に対応します。

■上田市材木町1-4-9

TEL:0268-23-7688
 FAX:0268-23-7655

■営業時間/8:00~20:00
 ■定休日/土曜、日曜、祝日
 ■E-mail:kaf-koike@po10.ueda.ne.jp
 ■関東信越税理士会上田支部所属
 ■※融資相談・譲渡、相続、贈与の事前相談

あり